# 死後の手続き（社会保険）

## 【市役所に返却手続きが必要なもの】

|  |
| --- |
| □後期高齢者医療被保険者証　　　　　保管場所： |
| □国民健康保険被保険者証　　　　　　保管場所： |
| □介護保険被保険者証　　　　　　　　保管場所： |
| □福祉医療費医療証　　　　　　　　　保管場所： |
| □障がい者手帳　　　　　　　　　　　保管場所： |

## 【健康保険・共済組合に加入している場合】

□全国健康保険協会（協会けんぽ）　　　□（　　　　　　　　　　　　　　）保険組合

□（　　　　　　　　　　　　　　　）共済組合

|  |
| --- |
| 勤務先の担当部署：　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 保険証の保管場所： |

## 【加入している年金制度】

　　□国民年金　　　□厚生年金　　　□共済年金

|  |
| --- |
| 基礎年金番号：　　　　　　　　　　　年金手帳の保管場所： |
| 年金の受取口座： |
| 届出の窓口：　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |

## 【印鑑証明証】

　　□交付を受けている　　　□交付を受けていない

|  |
| --- |
| 印鑑証明証番号：　　　　　　　　　　　保管場所： |

## 【住民基本台帳カード】

　　□交付を受けている　　　□交付を受けていない

|  |
| --- |
| 保管場所： |

## 【運転免許証】

　　□交付を受けている　　　□交付を受けていない

|  |
| --- |
| 運転免許証番号：　　　　　　　　　　　保管場所： |

**遺言書の検認**

自筆証書遺言がある場合は、家庭裁判所で検認してもらいます。検認済証明がない遺言書では不動産登記や預貯金の解約などの手続きができません。

**遺言執行者**

遺言執行者とは、遺言の内容を実現するための手続きを行う遺言者の代理人です。遺言執行者は法律で、遺言で指定された事務を行うための全権を与えられています。遺言書の作成を専門家に依頼する場合は、遺言執行者就任を合わせて依頼するとスムーズに遺言が実現されます。

**相続人**

相続手続きを行うときには、故人の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本や相続人の戸籍謄本や住民票などが必要となります。

【相続放棄】相続放棄を希望するときは、住所地を管轄する家庭裁判所で行います。相続放棄は相続人それぞれが個別に手続きを行い、相続人全員が行う必要はありません。相続放棄すれば相続権がある人が変更されていきます。また、単純承認といって故人の預貯金などの遺産に手をつけたり、債務を支払った場合は相続を承認したとみなされて相続放棄を行うことができません。

【特別代理人選任の申立】未成年者とその親権者が相続人になる場合、特別代理人を選ぶ必要があります。特別代理人選任の申し立ては家庭裁判所に行います。※遺言書で遺産の分け方を指定しておけば、遺産分割協議を行う必要がないので特別代理人選任の申し立ても行う必要がありません。

【認知症の人が相続人になる場合】認知症の人は、重要な意思決定を行うことができない場合がありますので、家庭裁判所に申し立ててその人に代わって遺産分割協議に参加する成年後見人を選任する必要があります。※相続人に高齢の人がいる場合は、遺言書で遺産の分け方を指定しておきましょう。